

株式会社 エックスネット 定款

會社
保存
原本

平成	3年	4月17日	作成
平成	3年	4月19日	公証人認証
平成	3年	6月3日	会社成立
平成11年	12月1日		変更
平成12年	3月16日		変更
平成13年	5月31日		変更
平成14年	6月20日		変更
平成15年	6月25日		変更
平成16年	6月25日		変更
平成17年	6月29日		変更
平成18年	6月29日		変更
平成20年	6月27日		変更
平成21年	6月26日		変更
平成25年	6月26日		変更
平成27年	6月25日		変更
令和3年	6月25日		変更
令和4年	6月28日		変更
令和5年	3月1日		変更

定 款

第1章 総 則

（商 号）

第 1 条 当社は、株式会社エックスネットと称し、英文では、X N E T Corporationと表示する。

（目 的）

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 情報処理サービス業
2. 情報提供サービス業
3. 情報処理システムのソフトウェア開発並びに販売
4. 情報機器の販売
5. 情報処理システムのコンサルティング
6. 情報処理関連業務の業務代行
7. 前各号に附帯する一切の関連業務

（本店の所在地）

第 3 条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

（機 関）

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

（公告の方法）

第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

（発行可能株式総数）

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1 6 , 4 7 6 , 8 0 0 株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取り扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第11条 定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役社長に差し支えあるとき、または欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。

（決議の方法）

第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（電子提供措置等）

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第4章 取締役および取締役会

（員 数）

第17条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15名以内とする。

- ② 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

（選 任）

第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任議決権については、累積投票によらない。

（任 期）

第19条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- ④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（取締役会の招集）

第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役社長に差し支えあるとき、または欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。

- ② 取締役会の招集は、各取締役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。
- ③ 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（役付取締役）

第21条 取締役会は、その決議によって、監査等委員である取締役以外の取締役の中から、取締役社長1名、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

（代表取締役）

第22条 取締役社長は、当会社を代表する。

- ② 前項の他、取締役会は、その議決によって、前条の役付取締役の中から代表取締役を選定することができる。

（重要な業務執行の決定の委任）

第23条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議方法）

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- ② 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役の責任免除）

第25条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任に

つき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- ② 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める限度額の範囲内で責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第26条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を定めることができる。

（監査等委員会の招集通知）

第27条 監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第6章 計 算

（事業年度）

第28条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第29条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第30条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- ② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
③ 前二項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当の除斥期間）

第31条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払い義務を免れる。

附則

（監査役の責任免除等に関する経過措置）

- 第 1 条 当社は、第 30 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第 1 項所定の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で免除することができる。
- ② 当社の第 30 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 31 条第 2 項の定めるところによる。